

## 一般競争入札公告

山添村立山添小中学校 屋内運動場空調等工事の請負について、次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和8年4月13日

山添村長 野村 栄作

### 第1 競争入札に付する工事の概要

(1) 工事名

山添村立山添小中学校 屋内運動場空調等工事

(2) 工事場所

山辺郡山添村大字大西地内

(3) 工事の内容

1. 建築工事一式（RC造 屋根S造 2階建 延床面積 1,352.07㎡）
2. 空調機器の新設工事、床材の改修工事、窓ガラスの改修工事、その他付帯工事

(4) 工期

契約締結日から令和8年8月31日まで

(5) 予定価格

金72,390,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。）

(6) 最低制限価格

事後公表

(7) その他特記事項

本工事は、別途発注している工事（以下、「関連工事」という。）と施工時期が重複するため、本工事の受注者は関連工事の受注者と相互に連携し、工程調整、作業調整、安全管理等について協議のうえ、円滑な施工に努めること。

また、本工事の受注者は関連工事との調整を適切に行ったうえで、本工事の工期内完了を確保するものとする。なお、調整に要する費用については原則として受注者の負担とする。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本村に入札参加資格を有し、令和7年度奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する建設業者であって、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に掲げる競争入札資格の確認を受けた者のみがこの入札に参加することができます。

なお、共同企業体による参加は認められません。

1 奈良県建設工事等競争入札参加資格	業種	建築一式
	登録等級等	令和8年度奈良県建設工事等競争入札参加資格の建築一式工事の等級がA等級の者であって、かつ、有効期間内にある直近の経営事項審査における建築一式工事の総合評価値（P）が、1000点以上であること。
2 建設業の許可	業種	建築工事業
	区分	特定建設業
3 所在地に関する条件	奈良県内・伊賀市・名張市に本店若しくは営業所を置く者	
4 施工実績に関する条件	過去10年以内に元請として完成、引渡しが完了した同種工事（新築または内装改修4,500万円以上の公共施設等の建築一式工事）の施工実績を有する者であること。	
5 設計業務の受託者との関連に関する条件	次に掲げるこの工事の入札に関する設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。 名称 株式会社 城田設計 所在地 奈良県奈良市佐紀町1	
6 配置予定技術者に関する条件	次の条件を全て満たす技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。 ①別表1の資格を有する者 ②過去10年以内に竣工した本表1の登録業種に係る工事の従事経験を有する者 ③競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3ヵ月以上の雇用関係にある者 ④監理技術者は、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者	
7 現場代理人に関する条件	競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3ヵ月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名配置できること。 なお、現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者は、これらを兼ねることができます。	
8 現場補助員に関する条件	上記6に示す配置予定技術者及び7に示す現場代理人とは別に、次の条件を全て満たす現場補助員をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。 ① 競争入札参加資格確認申請の提出の日以前に3ヵ月以上の雇用関係にある者 ② 資格は求めないが、配置予定技術者及び現場代理人の指示に基づき、円滑に工事を進めるための技量を有する建築技術者とする。	
9 その他	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。	

### 第3 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする建設業者は、あらかじめ競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を山添村長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

#### (1) 申請書及び資料の配布

申請書及び資料は、別に定める様式によるものとし、次のとおり配布します。

##### ①期間

令和8年4月13日（月）から4月17日（金）の午前9時から午後5時まで

##### ②場所

山辺郡山添村大字大西151番地

山添村教育委員会事務局

#### (2) 申請書及び資料の受付

##### ①期間

令和8年4月13日（月）から4月17日（金）の午前9時から午後5時まで

##### ②場所

山辺郡山添村大字大西151番地

山添村教育委員会事務局

③申請書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けします。

④提出部数は、各1部とします。

#### (3) 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、令和8年4月21日（火）までに通知します。

なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求めることができます。この場合には、令和8年4月22日（水）午後5時までにその旨を記載した書面を山添村教育委員会事務局まで電子メールで提出してください。

書面の提出があった場合は、令和8年4月24日（金）午後5時までに回答します。

(FAX : 0743-85-0219      Mail : kyouiku@vill.yamazoe.nara.jp)

①資料作成に要する費用は、提出者の負担とします。

②提出された申請書及び資料は返却しません。

### 第4 設計図書等の貸与

(1) 図面、仕様書その他の書類（以下「設計図書等」という。）の貸与は、第3（2）申請書及び資料の受付の際にデータファイル（DVD-R）により行います。

(2) 設計図書等は下記の期日までに返却してください。

##### ①返却期日

令和8年5月14日（木）まで

##### ②場所

山辺郡山添村大字大西151番地

山添村教育委員会事務局

(3) 貸与データの取り扱い

貸与した設計図書等のデータファイルは、当該目的終了後、速やかに消去してください。

## 第5 現場説明会

(1) 競争入札参加資格の確認を受けた者には、現場説明会を次のとおり行います。

①日時

令和8年4月28日(火) 午前10時00分

②場所

山辺郡山添村大字大西151番地 山添村役場 3階中会議室

(2) 設計図書等について質問がある場合は、その旨をDVD-Rに保存されている質疑応答書へ入力しファイルデータの状態で、下記の期日までに電子メールで提出してください。提出後は電話にてその旨連絡してください。なお、質疑がない場合でもその旨を記入し必ず送付してください。

①提出期日

令和8年5月7日(木) 正午まで

②送付先 山添村教育委員会事務局

Mail : [kyouiku@vill.yamazoe.nara.jp](mailto:kyouiku@vill.yamazoe.nara.jp)

③質問事項に対しては、令和8年5月11日(月)の午後5時までの間に電子メールで参加者全員に対して、回答します。

## 第6 入札の執行日時及び場所等

(1) 日時

令和8年5月14日(木) 午前10時00分

(2) 場所

山辺郡山添村大字大西151番地 山添村役場 3階中会議室

(3) その他

競争入札の執行に当たっては、参加者が競争入札参加資格を有する者であることを確認した旨の通知書(原本)を持参してください。

## 第7 入札の方法

(1) 郵便及び電送による入札は、取り扱いません。

(2) 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札回数は、2回を限度とします。

## 第8 入札予定価格及び最低制限価格

入札予定価格の設定については、地方自治法第234条第3項の定めるところによります。

ただし、最低制限価格については、奈良県の調査基準価格・最低制限価格の算出方法により設定します。(事後公表)

なお、最低制限価格を下回る価格で入札を行った場合については失格となります。

第9 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格がない者又は、虚偽の申請をした者が行った入札及び入札者心得や入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

第10 入札保証金及び契約保証金

山添村契約規則（昭和44年4月1日規則第3号の1）に定めるところによります。

第11 工事請負契約の成立

この工事の契約については、山添村議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得た後に契約が成立するものとします。

第12 問い合わせ

山辺郡山添村大字大西151番地

山添村教育委員会事務局

**0743-85-0049**

別表 1

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
建築工事	①建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 ②建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の免許を受けた者 ③国土交通大臣が①又は②と同等以上の能力を有する者と認定した者